

普通規制地域の指定（案）

路線名	変更前		変更後		備考
	普通規制地域		普通規制地域		
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
一般国道 150号	<u>焼津市道祢宜島一色線との接続点から焼津市道0220号線との交差点までの区間</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	<u>焼津市の県道静岡焼津線との交差点から焼津市道0220号線との交差点までの区間</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
県道焼津榛原線	<u>焼津市道1608号線との接続点から牧之原市道細江1号幹線との接続点までの区間</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	<u>焼津市道1608号線との接続点から牧之原市細江の一般国道150号との交差点までの区間</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	

(普通規制地域)

第5条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所（以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域
- (2) 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
- (3) 第3条第6号又は前号に規定する区間から1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
- (4) 河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域

(静岡県屋外広告物審議会の権限)

第27条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除
 - (2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止
- 2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。
- 4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。